

これからの時代における

ユネスコ文化・コミュニケーション分野の推進について

(論点例)

- 現代の世界では、新型コロナウイルス感染症、気候変動、経済格差等、様々な地球規模の課題が生じている。また、ロシアのウクライナ侵略に見られるような権威主義の台頭など、これまで国際社会が大切にしてきた価値観が揺らぎつつある。そうした状況においては、改めて、民主主義、基本的人権、多様性の尊重、地球環境の保存といった「普遍的価値」を全ての国や人々が共有するとともに、一人一人が、また、全ての国が、こうした様々な課題を「自分ごと」として考え、行動を変容していくことが求められる。
 - また、ユネスコにおいては、2022年—2029年の中期戦略において、新たに優先グループとして「ユース」を位置づけ、次世代を担うパートナーとして、若者の意見のユネスコ活動への反映や、ユースを含めた多様なステークホルダーを巻き込みながらの活動の展開を目指しているところ。
 - このような状況を踏まえて、ユネスコ活動のあり方についても、国際的・国内的な取組の両方の視点を踏まえて、ユネスコ憲章の理念を実現していくための展開について考えていく必要がある。そのため、文化・コミュニケーション分野においては、特に以下の2点を中心に検討を行う。
1. 日本の知見を活かした国際社会への貢献について
 2. 国内における理解促進について
 - ① 各地域のユネスコ協会などの民間団体や企業、学校、若者等との協働による取組の推進について
 - ② 各種のユネスコ事業と、地方創生や社会福祉等との分野を超えた連携による取組の推進について

等

文化芸術基本法(前文のみ抜粋)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。…(中略)

…我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

ユネスコ憲章(前文のみ抜粋)

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。…(中略)

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならぬ神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ…(中略)。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。